

伊勢原清掃工場のダイオキシン類調査結果

令和3年度に秦野市伊勢原市環境衛生組合が実施した「ダイオキシン類調査」の測定結果をお知らせします。

調査では、伊勢原清掃工場焼却炉の排出ガス・焼却灰と工場周辺の土壌・河川水、栗原最終処分場放流水・周辺地下水について測定しました。結果はいずれも国の基準値を大幅に下回っています(表参照)。

◇1ナノグラムは10億分の1グラム、1ピコグラムは1兆分の1グラム
◇試料の採取時期は、令和3年9・10月

焼却炉排出ガス (単位:ナノグラム)

90トン炉	令和2年	令和3年
	0.0078	0.0011

※基準値=5ナノグラム(1立方メートル中)

焼却灰 (単位:ナノグラム)

90トン炉	令和2年	令和3年
	0.0024	0.032

※基準値=3ナノグラム(1グラム中)

工場周辺土壌 (単位:ピコグラム)

	令和2年	令和3年
栗原	1.9	1.5
大住台	14	坪ノ内 4.0

※基準値=1000ピコグラム(1グラム中)
※坪ノ内地区と大住台地区は隔年で測定

工場周辺河川水 (単位:ピコグラム)

採取箇所	令和2年	令和3年
栗原川	0.073	0.064
善波川	0.068	0.062

※基準値=1ピコグラム(1リットル中)

最終処分場放流水 (単位:ピコグラム)

栗原最終処分場	令和2年	令和3年
	0	0.000021

※基準値=10ピコグラム(1リットル中)
※令和2年の0は、定量下限を超える有毒なダイオキシン類が検出されなかったため

最終処分場周辺地下水 (単位:ピコグラム)

採取箇所	令和2年	令和3年
栗原最終処分場観測井戸	0.063	0.063
三ノ宮地区民家(1)	0.062	0.063
三ノ宮地区民家(2)	0.062	0.063

※基準値=1ピコグラム(1リットル中)

☎秦野市伊勢原市環境衛生組合伊勢原清掃工場 95-1711

東部第二土地区画整理事業

新たな活力、支える人々

第1回 新しい工業団地が誕生

市の東部にあり、小田急線・伊勢原駅から北東に約2.2km、愛甲石田駅から南西に約1.6kmに位置。さらに、東名高速道路・厚木インターチェンジ、小田原厚木道路・厚木西インターチェンジや新東名高速道路・厚木南インターチェンジが近接し、地区の中央には県道22号(横浜伊勢原)が東西を横断している約21.9ha(ヘクタール)*に新たな工業団地が誕生しました。

今号から、地域経済を活性化し、市のさらなる発展を支えることになる進出企業の概要と、そこで働く人々を紹介する連載企画を開始します。

*産業用地面積は約15.9haの全18区画。公共施設として区画道路や公園1カ所、調整池2カ所などが整備されています



造成工事の様子◇小田原厚木道路付近から平成28(2016)年3月に撮影

土地区画整理事業とは

事業を行う地区を設定し、その中で土地の面積や位置などに応じて土地所有者などが土地を提供(減歩)し、これを公共施設用地や保留地(売却して事業費に充てる用地)に当てます。これらを総合的に整備することにより土地の利用価値を高め、宅地利用の増進を図る事業のことです。

換地処分までの歩み

- 平成27(2015)年 3月 土地区画整理組合設立認可、市街化区域編入
- 10月 造成工事開始
- 平成28(2016)年 8月 事業計画変更(第1回)
- 平成29(2017)年 3月 仮換地指定(従前の宅地について換地される位置や面積、形状を仮に指定)
- 令和元(2019)年12月 順次使用収益開始
- 令和2(2020)年 4月 事業計画変更(第2回)
- 令和3(2021)年 9月 事業計画変更(第3回)
- 11月 換地計画の認可
- 令和4(2022)年 1月 換地処分

近年の土地区画整理事業

名称	施工面積(ha)	設立認可公告日	換地処分公告日
東部	22.17	平成6(1994)年8月5日	平成19(2007)年1月26日
成瀬第二(特定)	37.75	平成7(1995)年12月22日	平成26(2014)年3月28日
東部第二	21.90	平成27(2015)年3月31日	令和4(2022)年1月18日
伊勢原大山	23.18	令和3(2021)年1月8日	未定

◇今回は「新日本ウエックス株式会社」を紹介します

新型コロナウイルス関連情報

ワクチン追加接種(3回目)が始まりました

接種を2回受け、3回目を希望する人に行います。2回目の接種日をもとに順次接種券を発送しています。お手元に届き次第、予約できます。

対象 2回目接種から原則8カ月以上経過した18歳以上の人※前倒し接種が可能な場合があります。詳しくは問い合わせ用ダイヤル(☎0570-090-655)へ

接種時期

2回目の接種時期	3回目接種時期	
	65歳以上	64歳以下
令和3年6月まで	接種券が届き次第、予約可能	接種券が届き次第、予約可能
令和3年7月まで		令和4年3月～
令和3年8月まで		

予約方法(手続きには接種券番号が必要です)

集団接種

電話の場合 予約申込専用ダイヤル(☎0120-080-955)に連絡し、接種券番号と生年月日をお伝えください※予約が集中した場合、つながりにくくなる場合があります

予約システムの場合 市ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約」から、または右のQRコードからも予約できます。



予約専用ページ

窓口の場合 電話や予約システムでの予約が困難な人のために、窓口で予約のお手伝いをします。詳しくは接種券に同封している書類をご覧ください。

個別接種

身近な医療機関で受けられます。治療中の病気や服薬との関係など、接種に関して気になる点がある場合は、かかりつけ医と相談して受けることができます。また、かかりつけ以外の人も接種可能な医療機関があります。予約方法や対象者は異なりますので、事前に各医療機関にご確認ください◇対象医療機関は、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に伴うさまざまなお知らせ」をご覧ください

予約のキャンセルについて

予約した日時に会場へ行くことができなくなった場合は、必ず前日までにコールセンター(☎0570-090-655)にご連絡ください。貴重なワクチンを無駄にしないためにも忘れずにお願ひします◇接種の3日前までは予約専用ページからもキャンセルが可能です

使用するワクチン

国の承認に基づき、1・2回目に用いた種類にかかわらず、ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチンを使用します。当面の間、集団接種会場は武田/モデルナ社製、個別接種はファイザー社製を使用する予定です。

5～11歳へのワクチン接種が特例承認されました

1月21日にファイザー社製のワクチンが特例承認されました。接種開始時期は3月中旬以降を予定しています。

接種に関しては、本人と養育者がメリット(発症予防効果)とデメリット(副反応)を十分理解した上で、判断をしてください。

詳しくは決まり次第、市ホームページや広報などでお知らせします。

新型コロナワクチンQ&A

- Q. 追加接種による副反応はありますか。
A. 2回目接種と同程度とされています。接種後7日以内の副反応は、ワクチンの種類にかかわらず、安全面で許容されていますが、体調に異常があるときや不安なときは、かかりつけ医または県新型コロナワクチン副反応等相談センター(☎045-285-0719)にご連絡ください。
- Q. 1・2回目と異なるワクチンを接種しても効果はありますか。
A. 抗体価が十分に上昇し、効果に問題はないとされています。
- Q. インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンなどと同じ日に接種できますか。
A. 接種できません。他のワクチンと13日以上(2週間後の同じ曜日以降)間隔を空けて接種してください。
- Q. 初回(1・2回目)接種はまだ受けられますか。
A. 9月30日までは個別医療機関で接種を受けることができます。

☎健康づくり課 92-1117